

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 戸 市 役 編集兼印 刷発行人 神 戸 市 長 発行日毎 週 火 曜 日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則	数育委員会事務局学校 支援部健康教育課	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	5
告示	指定管理者が収受する利用料金(神戸市立海浜公園有料公園施設)	建設局公園部管理課	7
告示	神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の 名称、使用公印の名称等	 行財政局業務改革課 	8
告示	地縁による団体の認可について(小東台東自治会)	地域協働局地域活性課	9
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	10
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	14
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定 事業者の指定	福祉局監査指導部	16
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定 事業者の廃止	福祉局監査指導部	17
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃 止	福祉局監査指導部	20
公告	神戸市空家空地対策の推進に関する条例第16条第2項による特定空家等の公告	建築住宅局建築指導部 安全対策課	21
公告	空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項後段 の規定による特定空家等の公告	建築住宅局建築指導部 安全対策課	22
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	23
公告	建築協定書の公開による意見の聴取(カルチェリベルテ学園 都市-戸建住宅街区-建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	27
公告	神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条第1 項の規定に基づく道路の変更又は廃止の承認	建築住宅局建築指導部 建築安全課	28
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市垂水区桃山台6丁目)	都市局都市計画課	29
人事委員 会	採用の選考に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用 課	30

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第18号

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、神戸市学校給食費の管理に関する条例(令和5年3月条例 第33号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (学校給食費の額)
- 第2条 条例第4条第2項に規定する規則で定める額は、別表第1の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、学校給食費の額は、 同項の額の範囲内で市長が別に定める額とする。
 - (1) 学校給食において使用する食材に関して特別の配慮を必要とすると認められる場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の事情があると認める場合 (学校給食費の納付)
- 第3条 条例第5条の規則で定める日(以下「納付期限」という。)は、別表第2の左欄に掲げる期別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日(その日が神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下この項において「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日)とする。
- 2 学校給食費負担者は、前項に定める納付期限ごとに、別表第1に規定する学校給食費の額に年度において学校給食を実施する予定の日数(以下「年間実施予定日数」という。)を乗じて得た額を11で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。以下「月ごとの納付額」という。)を納付しなければならない。ただし、期別のうち1期及び9期の納付額は、その倍額とする。
- 3 市長は、月ごとの納付額に11を乗じて得た額と別表第1に規定する学校給食

費の額に年間実施予定日数を乗じて得た額との間に差額があるときは、その差額に相当する額を期別のうち9期に納付すべき額に加算し、又はこれから減額する。

4 市長は、第1項に規定する納付期限及び前2項に規定する納付額により難い と認めるときは、これらの規定にかかわらず、納付期限及び納付額を相当なも のに変更することができる。

(学校給食費の調整)

- 第4条 学校給食費負担者は、年度における学校給食を実施する日(学校給食を 実施しない日のうち食材料費が発生する日を含む。)の合計日数(以下「確定 日数」という。)が年間実施予定日数を上回る場合は、別表第1に規定する学 校給食費の額に確定日数を乗じて得た額と年間実施予定日数を乗じて得た額と の差額を、市長が定める相当の期限までに納付しなければならない。
- 2 市長は、確定日数が年間実施予定日数を下回る場合は、当該年度において学校給食費負担者が負担すべき学校給食費の額について、必要な調整を行うことができる。

(還付及び充当)

- 第5条 市長は、学校給食費に係る過誤納金があるときは、速やかに、これを還付するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき学校給食費負担者に係る学校給食費の未納があるときは、前項の規定にかかわらず、その過誤納金をこれに充当することができる。

(遅延利息)

- 第6条 学校給食費の遅延利息については、神戸市債権の管理に関する条例(平成28年3月条例第29号)に定めるところによる。
- 2 前項の遅延利息は、納付期限(第3条第4項の規定により変更したときは、 その変更後のもの)の翌日から納付の日までの期間に応じ遅延した学校給食費 の金額に法定利率を乗じて得た額とする。

(準用)

第7条 この規則の規定は、幼児、児童及び生徒以外の者であって学校給食の提

供を受けるものについて準用する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布 の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても 行うことができる。

(学校給食費の徴収に関する特例)

- 3 当分の間、中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)で実施する学校給食に係る学校給食費の額は、第2条第1項及び第2項に規定する額の半額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 4 前項の規定は、学校給食を受ける生徒の属する世帯が生活保護法(昭和25年 法律第144号)第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受け ている期間又は学校給食を受ける生徒の保護者等が学校教育法(昭和22年法律 第26号)第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受けている期間 において、これらの生徒に対し実施する学校給食に係る学校給食費については、 適用しない。
- 5 附則第3項の規定は、第7条において準用する第2条第1項及び第2項による幼児、児童及び生徒以外の者であって学校給食の提供を受けるものに係る学校給食費の額については、適用しない。

別表第1 (第2条関係)

区分	学校給食費の額 (1日あたり)
小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。) の 児童	260円
九里	

特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部及び高等部の幼児、児童及び生徒	260円
中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)の 生徒(主食・副食分)	280円
中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)の生徒 (牛乳分)	学校給食用牛乳供給に 学校給食費負担 額を勘案して年度ごと である額による額の端 があるときは、そのがあるときは、そのがあるときは、そのがあるとがた額)

別表第2 (第3条関係)

期別	納付期限
1期(4月分及び5月分)	6月末日
2期(6月分)	7月末日
3期(7月分)	8月末日
4期(9月分)	9月末日
5期(10月分)	10月末日
6期(11月分)	11月末日
7期(12月分)	12月末日
8期(1月分)	1月末日
9期(2月分及び3月分)	2月末日

備考 4期には8月に実施した学校給食に係る学校給食費を含む。

神戸市告示第317号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 58 年 4 月条例第 3 号)第 11 条第 2 項(同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)第 23 条の 2 項及び 3 項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 西部保管所·西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

(ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。)

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住 所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示し なければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

加				
自転車等の保 管及び返還の 場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転 車等の台数	撤去及び保管し た年月日	問い合わせ先
須磨区西落合	名谷・妙法寺駅周辺自転車等	自転車 2台	令和5年7月3日	神戸市須磨区
6丁目1番 名谷保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台		妙法寺字ヌメ リ石1番地の
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台		1 2
	及山 ·	原動機付自転車 2台		建設局西部建 設事務所
長田区西代通 1丁目1番	高速長田駅周辺自転車等	自転車 12台	令和5年7月5日	電話742-2468
西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 11台		
	大百 次吊匹百门大州,从巨	原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番	新長田駅周辺自転車等	自転車 51台	令和5年7月6日	
西部保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 4台		
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台		
		原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番	板宿駅周辺自転車等	自転車 15台	令和5年7月11日	
西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台		
	人口 次阳上日门入州, 从上	原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番	鷹取駅(南・北)周辺自転車等	自転車 4台	令和5年7月12日	
西部保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台	_	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台		
		原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦 通2丁目2番	須磨・須磨海浜公園駅周辺	自転車 0台	令和5年7月13日	
須磨保管所	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台	1	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台		
	X -	原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番	高速長田·西代駅周辺自転車等	自転車 17台	令和5年7月19日	
西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台	1	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 27台		
		原動機付自転車 1台		
長田区御屋敷 通2丁目6番	新長田駅周辺自転車等	自転車 38台	令和5年7月20日	
西部保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台	1	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 16台		
		原動機付自転車 0台	A T-FREE COLD	
長田区西代通 1丁目1番	板宿・西代駅周辺自転車等	自転車 8台	令和5年7月25日	
西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0台	1	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台		
	2	原動機付自転車 0台		

神戸市告示第318号

神戸市都市公園条例(昭和33年3月条例第54号)第23条の2の規定により、海浜公園の指定管理者となった須磨海浜公園パークマネジメント組織代表者株式会社サンケイビルが、同条例第16条の2第1項の規定により、その収入として収受する有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)について、同条第2項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

1 利用料金の額 有料公園施設(付属設備を除く。)の利用料金の額

種類	都市公園名	利用料金	
集会室	海浜公園	1時間	1,000円

備考

- 1 同条例第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る利用料金は、次の 各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。
 - (1) 営利を目的とする場合
 - ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。この表に定める額の5倍に 相当する額
 - イ 入場料その他これに類する金員を徴収しないとき。この表に定める額の3倍 に相当する額
 - (2) 営利を目的としない場合
 - ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。この表に定める額の 2 倍に 相当する額
- 2 正規の利用時間以外の時間における有料公園施設の利用に係る利用料金は、この表に定める額

(前項の場合においては、同項による額)の1.5倍に相当する額とする。

2 施行日

令和5年9月1日

神戸市告示第319号

神戸市公印規則(昭和52年3月規則第111号)第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

			使 用	印影等の		
文	書	名	名称	様式	書体	寸法 (ミリメートル)
地域活動賞			表彰等専用市長の印	4 Ø 2	れい書	方30
あじさい賞			表彰等専用市長の印	4 Ø 2	れい書	方30

神戸市告示第320号

地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

神戸市長 久元喜造

1 名称

小東台東自治会

2 規約に定める目的

本会は、住民の福祉増進と親睦を図り、清潔で明るく、住みよいまちづくりのために、次の事業を行う。

- 1. 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- 2. 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。
- 3. 集会施設その他の財産の維持管理を図ること。
- 4. 福利、厚生等に関すること。
- 5. 生活改善、文化、体育等に関すること。
- 6. 防火、防犯等に関すること。
- 7. 市政への協力及び他団体との連絡調整に関すること。
- 8. その他目的達成に必要なこと。
- 3 区域

小東台東1番1号から9番25号、868番1422から868番1461及び小東台東公園

4 主たる事務所

神戸市垂水区小東台東9番14号

5 代表者の氏名

宇都 浩史

6 代表者の住所

神戸市垂水区小東台東868番1456

7 裁判所による代表者の職務執行の停止

なし

8 職務代行者の選任

なし

9 代理人

なし

10 規約に定めた解散の事由

なし

11 認可年月日

令和5年8月15日

神戸市告示第321号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条の規定により告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事	事業所等の	事業所等の	指定申請者	指定申請者	指定年月日	サービス種類
業所番号					16亿千万日	り し 7年末月
耒州省方 	名称	所在地	の名称	の所在地		
2860590526	エスポワー	兵庫県神戸	株式会社M	大阪府大阪	令和5年8	介護予防訪
2800390320	ル訪問看護	市兵庫区兵	一S L	市西成区潮	月1日	問看護
					万	
	ステーショ	庫町二丁目		路一丁目9		
	ン兵庫	1番19号		番1号YO		
				リビル2階		
				203 号		
2860590526	エスポワー	兵庫県神戸	株式会社M	大阪府大阪	令和5年8	訪問看護
	ル訪問看護	市兵庫区兵	-SL	市西成区潮	月1日	
	ステーショ	庫町二丁目		路一丁目9		
	ン兵庫	1番19号		番1号YO		
				Uビル2階		
				203 号		
2860590534	訪問看護レ	兵庫県神戸	一般社団法	兵庫県神戸	令和5年8	介護予防訪
	ーヴ	市兵庫区夢	人ウォール	市兵庫区夢	月1日	問看護
		野町2丁目	ナット	野町2丁目		
		3		3		
000000001	計明子等		6几十1. □ 3十	5年11241日	△和 E 左 O	#####
2860590534	訪問看護レ	兵庫県神戸	一般社団法	兵庫県神戸	令和5年8	訪問看護
	ーヴ	市兵庫区夢	人ウォール	市兵庫区夢	月1日	
		野町2丁目	ナット	野町2丁目		
		3		3		
2865090589	訪問看護ス	兵庫県神戸	合同会社 s	兵庫県神戸	令和5年8	介護予防訪
	テーション	市北区鈴蘭	a c h i	市北区筑紫	月1日	問看護
	祥	台東町一丁		が丘八丁目		
		目 5 − 2		6番地の6		
		ソレイユ				
		301 号室				
		001 7/主				

2865090589	訪問看護ス	兵庫県神戸	合同会社 s	兵庫県神戸	令和5年8	訪問看護
	テーション	市北区鈴蘭	achi	市北区筑紫	月1日	
	禅	台東町一丁		が丘八丁目		
		目 5 − 2		6番地の6		
		ソレイユ				
		301 号室				
2865090597	一般財団法	兵庫県神戸	一般財団法	兵庫県西宮	令和5年8	介護予防訪
	人仁明会	市北区藤原	人仁明会	市甲山町 53	月1日	問看護
	訪問看護ス	台中町2丁		-20		
	テーション	目 15-15				
	はんず北神	レユシー				
	戸	ル. S 305				
		号室				
2865090597	一般財団法	兵庫県神戸	一般財団法	兵庫県西宮	令和5年8	訪問看護
	人仁明会	市北区藤原	人仁明会	市甲山町 53	月1日	
	訪問看護ス	台中町2丁		-20		
	テーション	目 15−15				
	はんず北神	レユシー				
	戸	ル. S 305				
		号室				
2865290601	訪問看護ス	兵庫県神戸	株式会社ユ	兵庫県神戸	令和5年8	介護予防訪
	テーション	市西区伊川	ーユーフォ	市西区伊川	月1日	問看護
	あお	谷町有瀬 43	ーム	谷町有瀬		
		-1 ブエ		510番地の		
		ナ・ビスタ		2		
		106 号室				
2865290601	訪問看護ス	兵庫県神戸	株式会社ユ	兵庫県神戸	令和5年8	訪問看護
	テーション	市西区伊川	ーユーフォ	市西区伊川	月1日	
	あお	谷町有瀬 43	ーム	谷町有瀬		
		-1 ブエ		510番地の		
		ナ・ビスタ		2		
		106 号室				
2865290619	うみ訪問看	兵庫県神戸	アツシメデ	兵庫県明石	令和5年8	介護予防訪
	護ステーシ	市西区南別	イカル株式	市林崎町三	月1日	問看護
	ョン	府4丁目61	会社	丁目 550 番		
		-1 プリ		地の12 ロ		
		シェール南		レーヌハイ		
		別府 105 号		ツ明石林崎		
				106 号		

2865290619	うみ訪問看 護ステーシ ョン	兵庫県神戸 市西区南別 府4丁目61 -1 プリ シェール南 別府105号	アツシメデ ィカル株式 会社	兵庫県明石 市林崎町三 丁目 550番 地の 12 ロ レーヌハイ ツ明石林崎 106号	令和5年8 月1日	訪問看護
2870703580	ケアプランセンター結	兵庫県神戸 市須磨区衣 掛町5丁目 3-9- 802	合同会社 La Te rre	兵庫県神戸 市須磨区衣 掛町5丁目 3-9	令和5年8 月1日	居宅介護支援
2870703598	介護ショッ プひまわり 須磨店	兵庫県神戸 市須磨区弥 栄台3-1 -1	株式会社ひまわり	兵庫県神戸 市中央区江 戸町95番地	令和5年8 月1日	介護予防福 祉用具貸与
2870703598	介護ショッ プひまわり 須磨店	兵庫県神戸 市須磨区弥 栄台3-1 -1	株式会社ひまわり	兵庫県神戸 市中央区江 戸町95番地	令和5年8 月1日	特定介護予 防福祉用具 販売
2870703598	介護ショッ プひまわり 須磨店	兵庫県神戸 市須磨区弥 栄台3-1 -1	株式会社ひまわり	兵庫県神戸 市中央区江 戸町95番地	令和5年8 月1日	特定福祉用具販売
2870703598	介護ショッ プひまわり 須磨店	兵庫県神戸 市須磨区弥 栄台3-1 -1	株式会社ひまわり	兵庫県神戸 市中央区江 戸町 95 番地	令和5年8 月1日	福祉用具貸 与

2875004257 2875004257	ダスキンへ ルスレント 神戸北ステ ーション ダスキンへ ルスレント 神戸・ション	兵庫県神戸市北区有野町唐櫃 4302番4号 兵庫県神戸市北区有野町唐櫃 4302番4号	株式会社ダ スキンユニ オン 株式会社ダ スキンユニ オン	兵庫県加古 川市野口町 坂元 329番 地の 60 兵庫県加古 川市野口町 坂元 329番 地の 60	令和5年8 月1日 令和5年8 月1日	介護予防福 祉用具貸与 特定介護予 防福祉用具 販売
2875004257	ダスキンへ ルスレント 神戸北ステ ーション	兵庫県神戸 市北区有野 町唐櫃 4302 番 4 号	株式会社ダ スキンユニ オン	兵庫県加古 川市野口町 坂元 329番 地の 60	令和5年8 月1日	特定福祉用 具販売
2875004257	ダスキンへ ルスレント 神戸北ステ ーション	兵庫県神戸 市北区有野 町唐櫃 4302 番 4 号	株式会社ダ スキンユニ オン	兵庫県加古 川市野口町 坂元 329番 地の 60	令和5年8 月1日	福祉用具貸 与
2875104420	ハピリフケ アセンター	兵庫県神戸 市中央区加 納町3丁目 12番4- 202号室	合同会社タカハシ	兵庫県神戸 市中央区山 本通3丁目 16番22号	令和5年8 月1日	居宅介護支援
2875104438	訪問介護ス テーション あおいそら	兵庫県神戸 市中央区中 町通2-3 -2	医療法人社 団ホームケ アクリニッ クこうべ	兵庫県神戸 市中央区中 町通2-3 -2	令和5年8 月1日	訪問介護
2875205292	訪問介護事業所 サフィニア	兵庫県神戸 市西区玉津 町今津 128 - 2	サフィニア 株式会社	兵庫県神戸 市西区玉津 町今津 128 - 2	令和5年8 月1日	訪問介護

神戸市告示第322号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号の規定により告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

		1	ı	ı	ı	
介護保険事	事業所等の	事業所等の	事業者名称	事業者の主	廃止・辞退	サービス種類
業所番号	名称	所在地		たる所在地	の年月日	
2870501729	デイサービ	兵庫県神戸	有限会社デ	兵庫県神戸	令和5年7	通所介護
	スりんく神	市兵庫区本	イケアリン	市兵庫区本	月 5 日	
	戸	町1丁目4	ク	町1丁目4		
		-21		番 21 号		
2870503808	リンクヘル	兵庫県神戸	有限会社デ	兵庫県神戸	令和5年7	訪問介護
	パーステー	市兵庫区本	イケアリン	市兵庫区本	月 5 日	
	ション	町1丁目4	ク	町1丁目4		
		番 21 号		番 21 号		
	-> >0	~ J	,	~ J	A = 1	
2870804248	サポートス	兵庫県神戸	ファインラ	兵庫県神戸	令和5年7	訪問介護
	テーション	市垂水区城	ボ株式会社	市垂水区大	月 12 日	
	ファイン	が山2丁目		町5丁目5		
		1 - 7 -		-27		
		201				
2875101111	株式会社ひ	兵庫県神戸	株式会社ひ	兵庫県神戸	令和5年7	介護予防福
2010101111	まわり本社	市中央区江	まわり	市中央区江	月 19 日	祉用具貸与
	よわり不正	戸町95井		戸町 95	7, 13 [加州兴貞子
		門神戸ビル) . 141 20		
		9階				
2875101111	株式会社ひ	兵庫県神戸	株式会社ひ	兵庫県神戸	令和5年7	特定介護予
	まわり本社	市中央区江	まわり	市中央区江	月 19 日	防福祉用具
		戸町 95 井		戸町 95		販売
		門神戸ビル				
		9階				
		~ TH				

2875101111	株式会社ひまわり本社	兵庫県神戸 市中央区江 戸町 95 井 門神戸ビル 9階	株式会社ひまわり	兵庫県神戸 市中央区江 戸町 95	令和5年7 月19日	特定福祉用 具販売
2875101111	株式会社ひまわり本社	兵庫県神戸 市中央区江 戸町 95 井 門神戸ビル 9階	株式会社ひまわり	兵庫県神戸 市中央区江 戸町 95	令和5年7 月19日	福祉用具貸 与
2870802598	水仙在宅介護センター	兵庫県神戸 市垂水区舞 子坂3丁目 17-7 舞 子坂ハイツ 101号	げだつ神戸 合同会社	兵庫県神戸 市垂水区舞 子坂3丁目 17-7 舞 子坂ハイツ 101号	令和5年7 月31日	訪問介護
2875104222	マナマナ	兵庫県神戸 市中央区宮 本通3丁目 1番7号 SIハイツ宮 本2F	株式会社ジャット	兵庫県神戸 市中央区宮 本通3丁目 1番7号 SIハイツ宮 本2F	令和5年7 月31日	訪問介護

神戸市告示第323号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事 業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サーヒ、ス種類
2875205292	訪問介護事 業所 サフ ィニア	兵庫県神戸 市西区玉津 町今津 128 - 2	サフィニア 株式会社	兵庫県神戸 市西区玉津 町今津 128 - 2	令和5年8 月1日	介護予防訪 問サービス
2875205292	訪問介護事 業所 サフ ィニア	兵庫県神戸 市西区玉津 町今津 128 - 2	サフィニア 株式会社	兵庫県神戸 市西区玉津 町今津 128 - 2	令和5年8 月1日	生活支援訪問サービス

神戸市告示第324号

次の事業者について、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事 業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	事業者名称	事業者の主たる所在地	廃止・辞退 の年月日	サービス種類
2870501729	デイサービ	兵庫県神戸	有限会社デ	兵庫県神戸	令和5年7	介護予防通
	スりんく神	市兵庫区本	イケアリン	市兵庫区本	月 5 日	所サービス
	戸	町1丁目4	ク	町1丁目4		
		-21		番 21 号		
2870503808	リンクヘル	兵庫県神戸	有限会社デ	兵庫県神戸	令和5年7	介護予防訪
	パーステー	市兵庫区本	イケアリン	市兵庫区本	月 5 日	問サービス
	ション	町1丁目4	ク	町1丁目4		
		番 21 号		番 21 号		
2870503808	リンクヘル	兵庫県神戸	有限会社デ	兵庫県神戸	令和5年7	生活支援訪
	パーステー	市兵庫区本	イケアリン	市兵庫区本	月 5 日	問サービス
	ション	町1丁目4	ク	町1丁目4		
		番 21 号		番 21 号		
2870804248	サポートス	兵庫県神戸	ファインラ	兵庫県神戸	令和5年7	介護予防訪
	テーション	市垂水区城	ボ株式会社	市垂水区大	月 12 日	問サービス
	ファイン	が山2丁目		町5丁目5		
		1 – 7 –		-27		
		201				
2870804248	サポートス	兵庫県神戸	ファインラ	兵庫県神戸	令和5年7	生活支援訪
	テーション	市垂水区城	ボ株式会社	市垂水区大	月 12 日	問サービス
	ファイン	が山2丁目		町5丁目5		
		1 - 7 -		-27		
		201				

0075001667	ゴノル 18	-	セブンスデ	サヤロ10世	△毛□ F F 7	△#マ/ナ /ヱ
2875001667	デイサービ	兵庫県神戸	·	神奈川県横	令和5年7	介護予防通
	スシャロー	市北区有野	ー・アドベ	浜市旭区上	月 22 日	所サービス
	ム神戸	台8丁目4	ンチスト教	川井町 846		
		-1パルー	団			
		シア神戸1				
		F				
2870502420	デイサービ	兵庫県神戸	株式会社な	兵庫県神戸	令和5年7	介護予防通
	スあさんて	市兵庫区矢	ごみ	市兵庫区羽	月 31 日	所サービス
		部町 20-13		坂通4丁目		
				1番1号兵		
				庫駅前ビル		
				201		
2870802598	水仙在宅介	兵庫県神戸	げだつ神戸	兵庫県神戸	令和5年7	介護予防訪
	護センター	市垂水区舞	合同会社	市垂水区舞	月 31 日	問サービス
		子坂3丁目		子坂3丁目		
		17-7 舞		17-7 舞		
		子坂ハイツ		子坂ハイツ		
		101 号		101 号		
2870802598	水仙在宅介	兵庫県神戸	げだつ神戸	兵庫県神戸	令和5年7	生活支援訪
	護センター	市垂水区舞	合同会社	市垂水区舞	月 31 日	問サービス
		子坂3丁目		子坂3丁目		
		17-7 舞		17-7 舞		
		子坂ハイツ		子坂ハイツ		
		101 号		101 号		
2875104222	マナマナ	兵庫県神戸	株式会社ジ	兵庫県神戸	令和5年7	介護予防訪
		市中央区宮	ヤット	市中央区宮	月 31 日	問サービス
		本通3丁目		本通3丁目		
		1番7号		1番7号		
		SI ハイツ宮		SI ハイツ宮		
		本2F		本2F		
2873003012	j-care 立花	兵庫県尼崎	ケアエンタ	大阪府大阪	令和5年7	介護予防訪
		市昭和通3	ープライズ	市淀川区十	月8日	問サービス
		丁目 90-1	株式会社	三東一丁目		
		尼崎K・R		17番19号		
		ビルディン				

2873003012	j-care 立花	兵庫県尼崎	ケアエンタ	大阪府大阪	令和5年7	生活支援訪
		市昭和通3	ープライズ	市淀川区十	月8日	問サービス
		丁目 90-1	株式会社	三東一丁目		
		尼崎K・R		17番19号		
		ビルディン				
		グ 701 号室				

神戸市告示第325号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事	事業所等の	事業所等の	事業者名称	事業者の主	廃止・辞退	サービス種類
業所番号	名称	所在地		たる所在地	の年月日	
2875001667	デイサービ	兵庫県神戸	セブンスデ	神奈川県横	令和5年7	地域密着型
	スシャロー	市北区有野	ー・アドベ	浜市旭区上	月 22 日	通所介護
	ム神戸	台8丁目4	ンチスト教	川井町 846		
		-1パルー	団			
		シア神戸1				
		F				
2870502420	デイサービ	兵庫県神戸	株式会社な	兵庫県神戸	令和5年7	地域密着型
	スあさんて	市兵庫区矢	ごみ	市兵庫区羽	月 31 日	通所介護
		部町 20-13		坂通4丁目		
				1番1号兵		
				庫駅前ビル		
				201		

神戸市公告

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる下記建築物について、その共有者2名の内1名(以下「所有者等」という。)の所在が確知できないため、条例第16条第1項の規定に基づく応急的危険回避措置の実施について、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年8月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 対象となる特定空家等の所在地 住居表示 神戸市須磨区大手町2丁目8-14地 番 神戸市須磨区大手町2丁目59番地 家屋番号59番1
- 2 実施予定日9月4日から9月15日まで
- 3 措置の内容
 - ・剥落するおそれのある瓦及びモルタルの撤去
 - ・軒先瓦ズレ止め
 - ・耐候性シート設置及びネット掛け
- 4. 応急的危険回避措置に要する費用の概算費用 約1,100千円
- 費用負担について 共有者2名につき、費用の1/2ずつ請求する。

問い合わせ先

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課

住所 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階

電話 078-595-6573

FAX 0.78 - 5.95 - 6.664

神戸市公告

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第2項に規定する特定 空家等であると認められる下記建築物について、その所有者又は管理者(以下「所有者等」という。) が確知できないため、同法第14条第10項後段の規定により、次のとおり公告します。

令和5年8月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 対象となる特定空家等の所在地
 - ① 地番 神戸市須磨区妙法寺字円満林6番13(家屋番号6番13)(位置図①に示すとおり)
 - ② 地番 神戸市須磨区妙法寺字円満林6番13(位置図②に示すとおり)
- 2 所有者等が行うべき措置の内容

当該特定空家等の解体除却等を行うこと。また、対象となる特定空家等の内部又はその敷地に 残置されている動産等を搬出し、適切に処理すること。

3 措置の期限

令和5年9月13日

期限までに措置が履行されない場合、神戸市長又はその命じた者若しくは委任した者(以下「市長等」という。)が、当該措置を行います。

4 動産等の取扱い

市長等が当該特定空家等の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地内に残置されている動産等を撤去・処分等適切に処理を行います。

動産等について権利を主張しようとする者は、3の措置の期限までに下記の問い合わせ先に通 知してください。



問い合わせ先

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課

住所 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階

電話 078-595-6573

FAX 0.78 - 5.95 - 6.664

神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和5年8月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

(1) 一般

		利用権を設定する	設定する利用権			内容(土地		
利用権の設定をうける者 (乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目 認定面積 m²	開始年月日 終了年月日	貸借料作物	権利の種類 (備 考)	の利用目的を含む。)	借賃の支払の方法
神戸市北区京地	神戸市北区大沢町	北区大沢町上大沢字西小谷 2189	田 1,432	本公告日 令和6年12月31日	18,450円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日まで に当該年に係る借 賃の全額を甲の住
板谷 奈鳳	小西 篤信							所へ持参する。
神戸市西区押部谷町	神戸市北区山田町	北区山田町原野字樋詰	田 436	本公告日 令和7年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
佐藤 麻由美	前中 惠子	北区山田町原野字樋詰 27 北区山田町原野字樋詰 30 北区山田町原野字樋詰 31	田 317 田 297 田 436	7 11 7 11 27 31 1				
神戸市北区山田町	神戸市北区山田町	北区山田町福地字ケチ原	田	本公告日		使用貸借権設定	水田として利用	
西田 良輔	森本 ひとみ	5-1	973	令和14年12月31日				
神戸市北区山田町	神戸市北区山田町	北区山田町東下字ケチ原	田 1,061	本公告日 令和14年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
西田 良輔	東田 千江美	17 北区山田町東下字ケチ原 18	1,061 田 1,199	77 和14年12月31日				
神戸市北区淡河町	神戸市北区淡河町	北区淡河町淡河字久保垣	田	令和5年9月1日		使用貸借権設定	水田として利用	
武野 辰雄	武野 俊雄	756-1 北区淡河町淡河字薬師 2108	1, 103 田 1, 601	令和15年12月31日			水田として利用	
		北区淡河町淡河字五反田 2126	田 1,447				水田として利用	
		北区淡河町淡河字室 2425	田 2,700				水田として利用	
		北区淡河町淡河字歳田 2448	田 2,600				水田として利用	
		北区淡河町淡河字歳田 2472 北区淡河町淡河字弘法垣	畑 121 田				普通畑として利用 水田として利用	
		2568	871				が出こして利用	

	神戸市西区神出町 押部 正博	西区神出町宝勢字上場西筋 1875-1 西区神出町宝勢字中場六反場 3588 西区神出町宝勢字中場六反場 3589 西区神出町宝勢字中場六反場 3589	田 1, 451 田 2, 771 田 1, 848 田 449	本公告日 令和15年3月31日	14,510円/1筆 27,710円/1筆 18,480円/1筆 4,490円/1筆	賃貸借権設定	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 住所へ持参する。
神戸市北区鈴蘭台南町 小山 須良	神戸市西区井吹台西町 成清 嘉秀	西区押部谷町木見字向井 513	知 488	本公告日 令和16年3月31日	50,000円/1筆	賃貸借権設定	毎年12月20日まで に当該年度に係る 借賃の全額を甲の 住所へ持参する。

(2) 中間管理

		利用権を設定する	土地	設定する	利用権		内容(土地	
利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目 認定面積 ㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料作物	権利の種類 (備 考)	の利用目的を含む。)	借賃の支払の方法
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区八多町 安場 勇	北区八多町吉尾字鹿堀 1561 北区八多町吉尾字大松 1577	田 887 田 1,411	令和5年8月31日 令和16年3月31日	7,983円/1筆 12,699円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度2月中に乙 の指定する方法で 支払う。
神戸市北区八多町 前田 糸穂	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度1月中に甲 の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区淡河町 中西 波瑠	北区淡河町中山字西前田 821	田 3,238	令和5年8月31日 令和16年3月31日	35,618円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で 支払う。
神戸市東灘区住吉東町 石原 富美子	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲 の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区井吹台西町 橋本 和代	西区玉津町今津字西垣内 65-1 西区玉津町今津字西垣内 65-5 西区玉津町今津字西垣内 66	田 617 田 0.8 田 1,289	令和5年8月31日 令和16年3月31日	6,471円/1筆 10円/1筆 13,519円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で 支払う。
尼崎市南塚口町 佐々木 隆仁	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲 の指定する方法で 支払う。

神戸市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 建築協定の名称
 - カルチェリベルテ学園都市-戸建住宅街区-建築協定
- 2 建築協定区域の位置
- 神戸市西区学園東町3丁目1884番45 他 3 公開による意見の聴取の開催日時
 - 14時00分から14時30分まで

令和5年9月20日(水)

- 4 公開による意見の聴取の場所 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階 建築住宅局602会議室
- 5 連絡先
 - 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課 電話(078)595-6555

神戸市公告

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例(平成13年4月条例第17号)第2条第1項の規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和5年8月29日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道路の位置	延長	幅員
			(メートル)	(メートル)
第R 5 - 6 号	令和5年8 月14日	神戸市垂水区美山台1丁目809番37	14. 39	4. 00

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面 のとおり

神戸市公告

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市 計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和5年8月29日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区) に含まれる地域の名称 神戸市垂水区桃山台6丁目1359番6、桃山台7丁目1359番9、1494番2、1494 番8、1494番9、1494番10、1359番10、1495番3、1499番19
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市中央区多聞通三丁目3番16号 甲南第一ビル201号 商業土地開発株式会社
- 3 許可番号 令和4年11月2日 第8084号

(変更許可 令和5年7月12日 第2064号)

代表取締役 近藤 剛志

採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月18日

神戸市人事委員会事務局 委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第3号

採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

採用の選考に関する規則(昭和31年3月20日人委規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分について、改正後の欄に 掲げる下線の表示部分のとおり追加する。

改 正 後	改 正 前
第1条 選考により採用することが	第1条 選考により採用することが
できる職は、別表の甲欄に掲げる	できる職は、別表の甲欄に掲げる
職とし、その選考の基準は次の各	職とし、その選考の基準は次の各
号に定めるものとする。 <u>ただし、</u>	号に定めるものとする。
人事委員会が別に定める特別の場	(1)別表の乙欄に掲げる資格要件
合においては、この限りでない。	を有すること。
(1)別表の乙欄に掲げる資格要件	(2)必要に応じて実施する身体検
を有すること。	査に合格すること。
(2)必要に応じて実施する身体検	
査に合格すること。	
第 2 条 [略]	第2条 [略]

附 則

この規則は、令和5年8月18日から施行する。